

第 251 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 4 号

令和 7 年 4 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 4 号をもって、令和 7 年 4 月 10 日（木）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 251 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 4 月 10 日（木） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之
13 番 福田 美保	14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

13 番 福田 美保 14 番 関 宏幸

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第8号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について
報告第9号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- ⑤ 議案審議について
議案第12号 農業委員会事務局職員の任免について
議案第13号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 現況証明願の交付決定について
議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 3 時 21 分開会

事務局長	<p>只今から、令和7年 第251回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、13番 福田 美保委員、14番 関 宏幸委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>報告案件に入る前に、ご報告があります。</p> <p>3月総会后、委員より運営委員会へ諮問がありました。</p> <p>3月25日に行いました運営委員会にて、協議した結果をご報告いたします。</p> <p>1点目として、「委員活動中での疑問点、不安点、提案等に対して、総会終了後に毎月全体で自由に話し合いたい」という要望がありました。協議の結果、毎月総会終了後に、会長より委員へ、意見を求め、自由な意見、助言等をご発言いただくことで、委員各々の疑問点等を拭えると思いますので、本日の総会終了後より行います。よろしく申し上げます。</p> <p>2点目として、「農地法第3条、4条、5条の議案は個々案件ごとに審議しているが、案件数が多い場合は審議に時間を要するため、一括審議の検討を頂きたい」という要望がありました。近隣市の状況等を確認し、協議した結果、当市においても、一括審議、一括採決で行う</p>

議長	<p>ことに決定しました。本日の総会より行います。よろしくお願ひします。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>次に、報告第7号ないし第8号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願ひします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、次に移ります。</p>
議長	<p>次に「報告第9号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第12号 農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>

議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 12 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり決定いたします。 ここで、暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>会議を再開いたします。 それでは、議案審議に入ります。 次に「議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
11 番 岡部 正仁	<p>4 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、井坂委員と小倉委員と私、岡部の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 350m 南東に位置する畑 3 筆と約 650m 北東に位置する 畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていきました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。麦を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 750m 南西に位置す</p>

	<p>は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗、苗木を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議長 これより、議案審議に入ります。 はじめに、番号 2 番及び番号 9 番について審議いたします。 6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員 退席)</p> <p>議長 会議を再開いたします。 番号 2 番及び番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番及び番号 9 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、番号 2 番及び番号 9 番は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>議長 6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員 入室)</p>
--	--

	<p>施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第14号1件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>（事務局朗読）</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>

	<p>続きまして番号 13 番になります。図面番号 14 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 250m 西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の進入路として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 14 番になります。図面番号 15 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議長 これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 14 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>1 番 石塚 洋二 申請番号 1 について、確認させていただきます。畑地からの転用ではなく、水田から宅地への転用ということ、更には、分筆後の元地番が水田としてそのままの利用となっているかと思えます。この様な状況下では、一般的には、水田への盛土は周りの農地も水田という事で、建物を建てるには、地盤が安定するまで多くの時間を要する事と考えられます。現地では既に盛土が着工されていたのか、または、未着工であったのか伺います。</p> <p>事務局 お答えします。農家台帳上、登記と現況地目が田で管理されていたのですが、既に現場は畑地化しており、水田という状況ではありません。今回の自己住宅を建設するに当たり盛土はございません。</p>
--	--

1 番 石塚 洋二	わかりました。
3 番 豊崎 静代	盛土はしないという事ですか。
事務局	しないです。
3 番 豊崎 静代	水が浸み込んできたり、地面が緩くなったりの心配はないのですか。
事務局	現況を見る限り、水が染み出てくる心配はなさそうです。
3 番 豊崎 静代	家が建つことによって周辺農地への影響はないのですか。
議長	事前調査して頂いた、井坂委員から説明願います。
6 番 井坂 孝雄	その場所は畑の状態で、水が染み出てくる様な事はなく、周辺農地への影響はないと判断しています。
3 番 豊崎 静代	わかりました。
議長	よろしいですか。 それでは、質問等がありました、番号 1 番について、採決いたします。 番号 1 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 2 番ないし番号 14 番について採決いたします。 番号 2 番ないし番号 14 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番ないし番号 14 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 15 号 番号 2 番ないし番号 14 番は、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 16 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6 番 井坂 孝雄	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 16 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 100m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、60 年以上前から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 16 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>はじめに、番号 1-1 番及び番号 35-1 番について審議いたします。</p> <p>6 番 井坂 孝雄委員、11 番 岡部 正仁委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(6 番 井坂 孝雄委員、11 番 岡部 正仁委員 退席)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号 1-1 番及び番号 35-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1-1 番及び番号 35-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番及び番号 35-1 番は、原案のとおり決定いたします。
議長	6 番 井坂 孝雄委員、11 番 岡部 正仁委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。
	(6 番 井坂 孝雄委員、11 番 岡部 正仁委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 1-1 番及び番号 35-1 番を除く案件について、審議いたします。 番号 2-1 番ないし番号 34-1 番、番号 36-1 番ないし番号 41 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2-1 番ないし番号 34-1 番、番号 36-1 番ないし番号 41 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2-1 番ないし番号 34-1 番、番号 36-1 番ないし番号 41 番は、原案のとおり決定いたします。
3 番 豊崎 静代	議長、発言していいですか。資料も配らせてください。
議長	どうぞ。
3 番 豊崎 静代	3 月 10 日開催、農業委員会総会の議案にございました、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について、書面上では不透明な内容だったため、私、豊崎が総会終了後に現地を確認してきました。 確認には、福田美保委員と福田委員のご主人も同席いただきお話を伺うことができました。現状は、お手元にご置きます資料の写真の状況でした。粘土質で水はけが悪い状況のため作付けが難しく、嵩上げ

を依頼されたのが経緯です。嵩上げが完了したら栗を作付けしたいと仰っております。しかしながら、作付けする場所のため安全基準で認められた土砂を搬入しています。そのため、作業に時間を要しているようです。今回は、矢口明之委員から委員としての気づきやご不安になる点がございました。周辺は農地であるため、地区担当の委員には継続的に現地の見回りをおこなっていただく必要があると感じました。また、道路の問題もございます。道路に関しては道路課で対応することになっていきますので、委員での気づきがありましたら道路課に相談をお願いします。

議長

以上で、本日の議案審議は終了しました。

議長

来月の総会は、5月12日（月）午後2時から予定しております。なお、次回の事前調査員は、矢口明之委員、福田美保委員、関宏幸委員です。

日時は、4月25日（金）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。

よろしく願いいたします。

議長

それでは、以上を持ちまして、第251回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦勞様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署名委員 福田 美保

署名委員 関 宏幸